石巻市雄勝デイサービスセンター

（１）指定地域密着型通所介護の体制等状況及びサービス利用料金

■指定地域密着型通所介護利用料（日額）

令和8年6月1日改定

サービス提供時間：９時００分から１５時１５分（６時間以上７時間未満）

要介護状態区分		要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
基準利用料金		6,780円	8,010円	9,250円	10,490円	11,720円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）		220円				
計		7,000円	8,230円	9,470円	10,710円	11,940円
１割負担	うち、介護保険等から給付される金額	6,300円	7,407円	8,523円	9,639円	10,746円
	サービス利用にかかる自己負担額	700円	823円	947円	1,071円	1,194円
２割負担	うち、介護保険等から給付される金額	5,600円	6,584円	7,576円	8,568円	9,552円
	サービス利用にかかる自己負担額	1,400円	1,646円	1,894円	2,142円	2,388円
３割負担	うち、介護保険等から給付される金額	4,900円	5,761円	6,629円	7,497円	8,358円
	サービス利用にかかる自己負担額	2,100円	2,469円	2,841円	3,213円	3,582円

注１）基準利用料金は、サービス提供時間が６時間以上７時間未満の場合の利用料金となります。サービス提供時間を短縮又は延長された場合は、基準利用料金の増減があります。９時間以上の利用延長には対応できません。

注２）送迎料金は利用料に含まれますので、自己負担はありません。

■その他の利用料（日額）

注３）「入浴介助体制加算（Ⅰ）」として、入浴介助を行った場合はとして、１日につき40円（２割負担：80円、３割負担：120円）が加算されます。

注４）「若年性認知症利用者受入加算」として、若年性認知症利用者に対してサービス提供を行った場合は、１日につき60円（２割負担:120円、３割負担:180円）が加算されます。

注５）送迎未実施減算

送迎を行わなかった場合は、片道につき47円（２割負担：94円、３割負担：188円）

注６）基準利用料金と加算料金の月額合計には、「介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ」として12.7%が加算されます。

（２）指定相当通所型サービスの体制等状況及びサービス利用料金

■指定相当通所型サービス利用料　※令和8年6月1日改定

①１週当たりの標準的な回数を定める場合（月額）

要支援状態等区分		通所型サービス１ （要支援１・事業対象者） ※週に１回程度	通所型サービス２ （要支援２・事業対象者） ※週に２回以上程度
基準利用料金		17,980円	36,210円
１割負担	うち、介護保険から給付される金額	16,182円	32,589円
	サービス利用にかかる自己負担額	1,798円	3,621円
２割負担	うち、介護保険から給付される金額	14,384円	28,968円
	サービス利用にかかる自己負担額	3,596円	7,242円
３割負担	うち、介護保険から給付される金額	12,586円	25,347円
	サービス利用にかかる自己負担額	5,394円	10,863円

注１）送迎料金は利用料に含まれますので、自己負担はありません。
注２）基準利用料金は月毎の定額制となっていますが、月の途中で要支援度の区分変更や、利用されるサービスの変更等が生じた場合等は、日割り計算を行います。

②日割り計算の場合

要支援状態等区分		通所型サービス１ （要支援１・事業対象者）	通所型サービス２ （要支援２・事業対象者）
基準利用料金		590円	1,190円
１割負担	うち、介護保険から給付される金額	531円	1,071円
	サービス利用にかかる自己負担額	59円	119円
２割負担	うち、介護保険から給付される金額	472円	952円
	サービス利用にかかる自己負担額	118円	238円
３割負担	うち、介護保険から給付される金額	413円	833円
	サービス利用にかかる自己負担額	177円	357円

注１）送迎料金は利用料に含まれますので、自己負担はありません。

③その他の加算／減算

上記①又は②の自己負担額には、以下のとおり料金を加算する場合、又は減算する場合があります。

・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

介護福祉士や勤続年数の長い職員の配置により、ご利用者一律にいただく加算です。１月につき、通所型サービス１で88円（２割負担：176円、３割負担：264円）、通所型サービス２で176円（２割負担：352円、３割負担：528円）が加算されます。

・若年性認知症利用者受入加算

若年性認知症利用者に対してサービス提供を行った場合は、上記①、②の自己負担額に１月につき240円（２割負担:480円、３割負担：720円）が加算されます。

・送迎未実施減算

送迎を行わなかった場合は、片道につき47円（２割負担：94円、３割負担：188円）

・介護職員等の処遇改善に係る加算

基準利用料金と加算料金の月額合計には、「介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ」として12.7%が加算されます。

（３）介護保険給付等の対象とならないサービス

以下のサービスは利用料金の全額がご利用者の負担となります。

ただし、実費以外の利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合は、事前に変更の内容と変更する事由についてご説明いたします。

■サービスの概要と基本料金

①食費（食事の提供）

ご利用者に提供する食事にかかる費用です。（おやつ代を含む）

利用料金：１日あたり６６０円

②行事・クラブ・レクリエーション活動

ご利用者の希望により、行事やクラブ活動等に参加していただくことができます。

その内容により、材料費や入場料等の実費をいただくことがあります。この場合は、事前に金額等の説明を行い、ご了解の上参加していただきます。

（例：入場料、弁当代、特別な創作品材料費など）

③複写物（コピー）の交付

ご利用者及びご家族等は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できます。複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

利用料金：１枚あたり１０円

④通常の事業の実施範囲を越えての送迎

利用料金：１㎞あたり８０円